

# 栃木県県西地域 災害医療体制 運用マニュアル

平成27年2月作成

平成28年2月改訂

令和4(2022)年5月改訂

# 目 次

## 第1章 はじめに

- 1 目的 . . . . . 1
- 2 基本的考え方 . . . . . 1

## 第2章 県西地域における大規模災害時対応

### 1 医療救護体制

- (1) 組織 . . . . . 2
- (2) 災害時緊急連絡体制 . . . . . 3
- (3) 関係機関とその役割 . . . . . 5
- (4) ドクターヘリ運用体制 . . . . . 10

### 2 医療救護活動

- (1) 発災直後の医療救護活動 . . . . . 11
- (2) 情報収集と伝達 . . . . . 12
- (3) 関係機関の初動 . . . . . 14
- (4) 緊急搬送 . . . . . 17
- (5) 医薬品等の確保 . . . . . 18

## 第3章 様式編

- 様式1 E M I S入力調書 . . . . . 19
- 様式2 被災状況等報告書 . . . . . 22
- 様式3 災害医薬品等供給要請書 . . . . . 23

# 第1章 はじめに

## 1 目的

本マニュアルは、県西地域（鹿沼市・日光市）において、大規模災害が発生した場合を想定し、関係機関が連携協働し、迅速かつ適切な医療救護活動を実施することを目的とする。

## 2 基本的考え方

本マニュアルにおいて、災害時の県、市、関係機関等の体制や役割、基本的な医療救護体制の手順を定めるものとするが、災害時の規模や状況により、危機管理の視点から判断し臨機応変に対応するものとする。

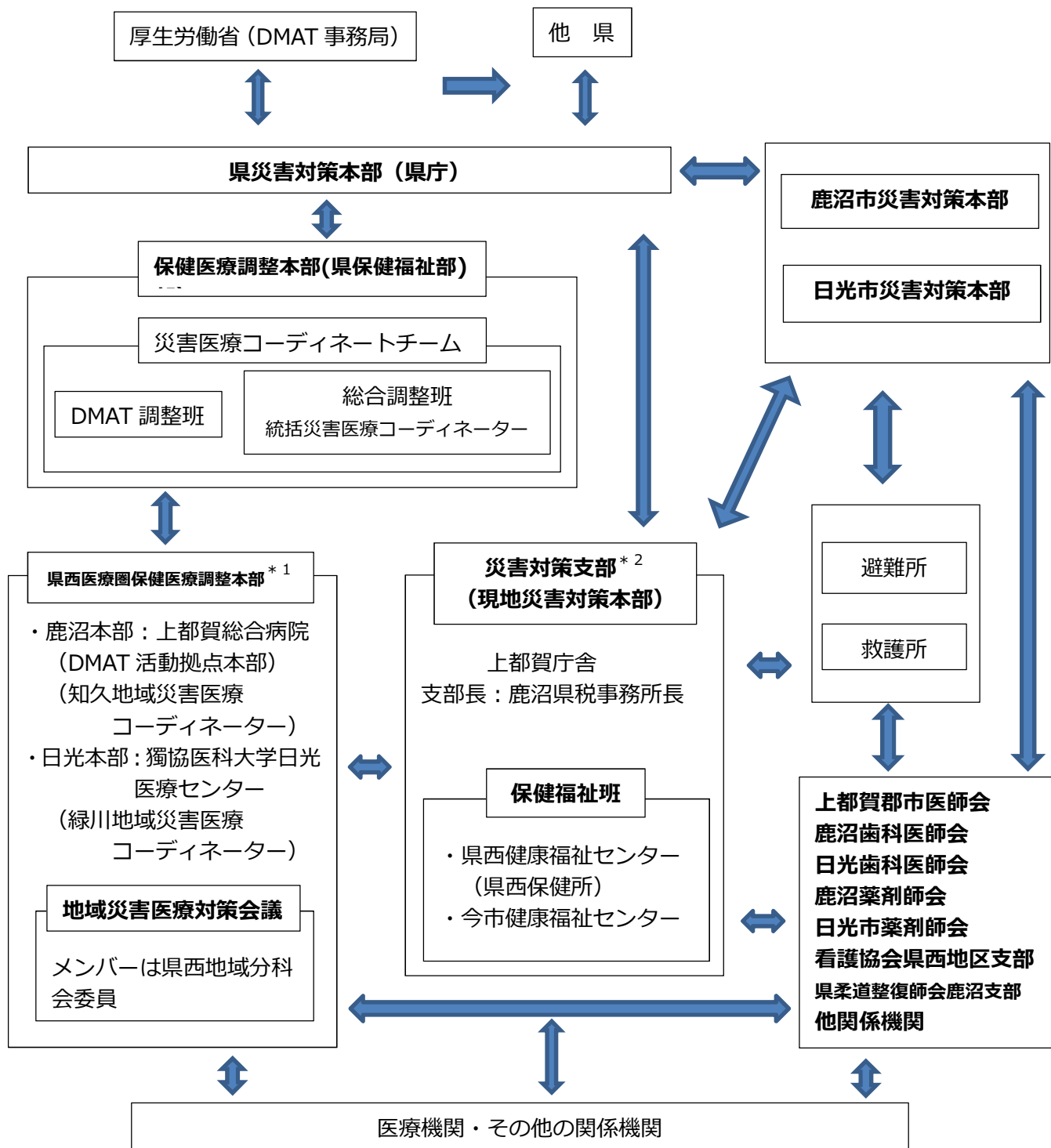
本マニュアルは、大規模な地震などの広域的な災害を想定しているが、地域における局地災害（集中豪雨・竜巻等の局地的自然災害、航空機や鉄道事故、多数の死傷者が発生した交通事故など）の場合にもオールハザードアプローチの観点から、必要な医療救護活動を実施することを検討するものとする。

本マニュアルは原則として、発災後 72 時間までの初動期での医療救護活動について定めるものとする。72 時間以降の中長期的な取り組みは、市が主体となることから、市との連携により円滑な調整業務の移行に努めるものとする。

## 第2章 県西地域における大規模災害時対応

### 1 医療救護体制

#### (1) 組織



\* 1 県西医療圏保健医療調整本部は被害の大きい地域に設置。被害が広範囲におよぶ時は両方に設置する。

\* 2 現地災害対策本部は被害の大きい地域に設置。現地本部長は副知事となる。

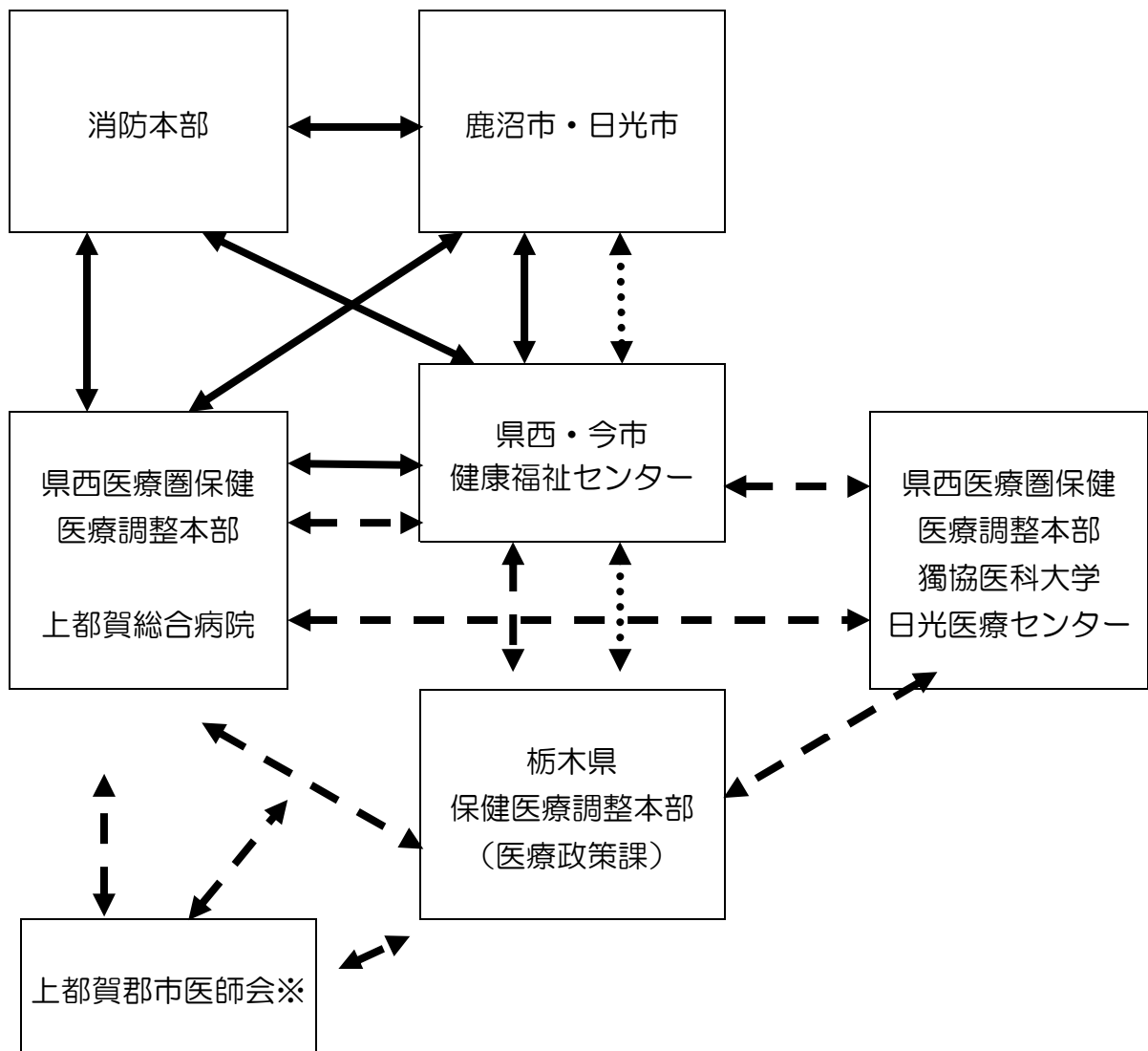
(2) 災害時緊急連絡体制

ア 通常の電話回線が不通の場合の連絡手段（各機関の電話番号は資料6を参照）

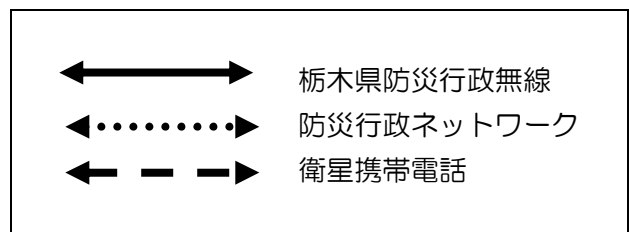
通信手段	主な通信区間	発信方法
1 栃木県防災行政無線 (衛星回線)	県西・今市健康福祉センター 市（鹿沼市・日光市） 消防本部（鹿沼市・日光市） 上都賀総合病院 獨協医科大学病院（壬生） ほか	防災無線電話機から 『呼出番号（3桁）＋電話の確定ボタン』 発信例 ア 上都賀総合病院への発信 『677－電話の確定ボタン』 イ 鹿沼市消防本部への発信 『653－電話の確定ボタン』
2 防災行政ネットワーク (衛星回線)	市（鹿沼市・日光市） 県（県西・今市健康福祉センター ほか）	『8＋局番＋内線番号』 発信例 ア 鹿沼市（本庁舎）から県西健康福祉センターへの発信 『8－502－1500』 イ 日光市（本庁舎）から今市健康福祉センターへの発信 『8－524－2461』
3 衛星携帯電話 (衛星回線)	平時は、衛星携帯電話、固定電話、一般携帯電話との送受信が可能  通常の電話回線が不通の場合は、衛星携帯電話との送受信が可能  ■衛星携帯電話の種類と設置箇所 ○インマルサット ・県西健康福祉センター ・今市健康福祉センター ・栃木県医療政策課 ・獨協医科大学日光医療センター ・上都賀総合病院 ○イリジウム ・上都賀郡市医師会 ○ワイドスター ・獨協医科大学病院	① インマルサット・イリジウムからの発信 ア 受信側がインマルサット、イリジウムの場合 『00－電話番号－発信ボタン（インマルサット：#ボタン、イリジウム：緑色ボタン、以下同じ。）』 イ 受信側がワイドスター、固定電話、一般の携帯電話の場合 『00－81－最初の0なし電話番号－発信ボタン』 例：固定電話（県西健康福祉センター）への発信 『00－81－289－64－3125－発信ボタン』 ② インマルサット・イリジウムへの発信 ア 発信側がインマルサットの場合 『00－電話番号－発信ボタン（#ボタン）』 イ 発信側が固定電話（NTT）の場合 『010－電話番号』 ウ 発信側が固定電話（KDDI）の場合 『001－010－電話番号』 エ 発信側が固定電話（NTTコミュニケーションズ）の場合 『0033－010－電話番号』 オ 発信側が固定電話（ソフトバンク）の場合 『0061－010－電話番号』 カ 発信側が一般の携帯電話（ドコモ・ウィルコム・イーモバイル・ソフトバンク）の場合 『010－電話番号』 キ 発信側が一般の携帯電話（au）の場合 『00535－電話番号』 ③ ワイドスターへの発信 ア 発信側がインマルサット・イリジウムの場合 『00－81－最初の0なし電話番号－発信ボタン』 イ 発信側が固定電話、一般の携帯電話の場合 『電話番号』 (通常の携帯電話へのかけ方と同じ)

イ 非常時通信可能回線図

■ 通常の固定電話回線、携帯電話回線が全く使えない場合又はかかりにくい場合



※ 上賀郡市医師会と全ての関係機関とは、衛星携帯電話により通話が可能である。



### (3) 関係機関とその役割

#### ア 県西医療圏保健医療調整本部

##### (ア) 設置基準

- ・ 県の現地災害対策本部が設置される場合（自動設置）又は本部長（栃木県保健福祉部長）が必要と認める場合に設置される。

※県の現地災害対策本部の設置基準

- ・ 大規模災害が発生した場合において知事が必要と認めるときは、原則として最も被害が大きいと見込まれる地域を管轄する支部に設置

##### (イ) 設置の場所

地域区分	管轄市	設置場所
栃木県県西健康福祉センター	鹿沼市	上都賀総合病院内
	日光市	獨協医科大学日光医療センター内

##### (ウ) 所掌業務

- ① 現地災害時医療救護活動の総合調整
- ② 災害及び被害状況等に関する情報の収集及び県保健医療調整本部への報告
- ③ 関係市及び現地関係機関との連絡調整
- ④ 地域災害医療対策会議の開催
- ⑤ その他本部長（栃木県県西健康福祉センター所長）が必要と認める業務

##### (エ) 組織

- ① 本部長・副本部長（県西健康福祉センター次長）及び本部員をもって構成する。
- ② 本部長は、現地で活動する災害医療コーディネーター（以下、「地域災害医療コーディネーター」という。）と連携しながら、災害時医療救護活動の総合調整を行う。
- ③ 本部長が常時県西医療圏保健医療調整本部に出務することが難しい場合は、本部員を通じて本部長と連絡が取れる体制を確保するなど、状況に応じた柔軟な対応とする。

#### 【参考】

県西医療圏保健医療調整本部が設置されない場合であっても、県の災害対策支部が設置された場合には、県西健康福祉センター及び今市健康福祉センターは、県の災害対策支部の保健福祉班として活動を行う。

## イ 地域災害医療対策会議

- (ア) 発災後において、県西健康福祉センターは、地域の医師会、災害拠点病院等の医療関係者、管内に派遣された医療チーム等、消防、市等の行政担当者が定期的に情報交換を行う場として、地域災害医療対策会議を開催する。
- (イ) 地域災害医療対策会議は、県西医療圏保健医療調整本部が設置されたときは、県西医療圏保健医療調整本部内に設置する。なお、県西医療圏保健医療調整本部が上都賀総合病院内と獨協医科大学日光医療センター内の両方に設置されたときは、それぞれに地域災害医療対策会議を設置する。
- (ウ) 県西医療圏保健医療調整本部が設置されないときは、災害対策支部内に設置する。
- (エ) 県西健康福祉センターは、地域災害医療対策会議を通じて、避難所等での医療ニーズを把握・分析し、県保健医療調整本部等から派遣された医療チーム等を配置調整するなどのコーディネート機能が十分発揮できる体制を整備する。
- (オ) 県西健康福祉センターは、平時において、地域における災害医療体制の具体的な整備内容等について検討するとともに、栃木県救急・災害医療運営協議会災害医療体制検討部会のもとに県西地域分科会を設置して、定期的に会議を開催する。

## ウ DMAT

- (ア) 設置基準  
DMAT は、災害の発生直後の概ね48時間以内に活動できる機動性を持った、専門的訓練を受けた災害派遣医療チームである。
- (イ) 組織  
DMAT 1 隊の構成は、医師、看護師業務調整員各1名以上の概ね5名の編成を基本とし、災害の規模に応じ、DMAT の活動が長期間に及ぶ場合には、2次隊、3次隊等の追加派遣で対応する。
- (ウ) 活動場所  
DMAT は、原則として県が指定する場所（DMAT 本部、被災地内の災害拠点病院、SCU 等）に参集・出動し、主に次の業務を行う。
- (エ) 業務
  - ① 統括 DMAT の指示に基づく、DMAT 本部(DMAT 調整班、DMAT 活動拠点本部等)における、災害状況の収集、伝達、DMAT の業務に係る調整等
  - ② 派遣先の病院長の指示に基づく、当該病院の医療活動の支援
  - ③ DMAT 活動拠点本部又は統括 DMAT の指示に基づき、消防機関等と連携し、トリアージや緊急処置等の従事
  - ④ 救護所又は避難所を統括する責任者に指示に基づく、救護所又は避難所における、医療救護活動
  - ⑤ 被災地域内での傷病者搬送時における診療
  - ⑥ 広域医療搬送（域外搬送）活動



## エ 地域災害医療コーディネーター

### (ア) 地域災害医療コーディネーター

- ① 地域災害医療コーディネーターは、災害発生時に、被災地に設置される県西医療圏保健医療調整本部等において、統括DMATや被災地外の災害拠点病院等と連携して、重症患者搬送先の調整等を行う。
- ② 地域災害医療コーディネーターは、県西医療圏保健医療調整本部が設置される上都賀総合病院内に1名、獨協医科大学日光医療センター内に1名とする。

### (イ) 活動場所

県西医療圏保健医療調整本部内、災害対策支部等とする。

### (ウ) 所掌事務

大規模災害発生直後から、医療機関の通常診療機能が回復し、すべての医療救護班が撤収するまでの間、主に以下の業務を行う。

- ① 地域の被災状況の把握及び分析
- ② 地域内の被災者の受入先に関する総合調整
- ③ 医療救護班（DMATを除く。）の調整
- ④ 統括災害医療コーディネーター及び他の地域災害医療コーディネーター、統括DMAT、現地で活動するDMAT、消防機関等との情報共有・連携
- ⑤ その他、地域の災害医療活動に関する各種コーディネート及び県への助言

## オ 市災害対策本部

市は、地震等の大規模災害の発生時には、市の地域防災計画に基づき、市災害対策本部を設置する。市の役割としては、主に以下のものがある。

### (ア) 救護所等の設置・運営

- ① 市は、救護所及び避難所の設置運営を行うとともに、医療機関、郡市医師会等の関係機関の協力を得て、医療救護班を編成し、医療救護活動を行う。
- ② 市のみでは対応が困難な場合は、県、関係機関に支援を要請する。

### (イ) 情報収集・提供体制

- ① 市は、医療機関の被災状況、診療状況等及び救護所等における医療ニーズの情報収集を行い、県西医療圏保健医療調整本部が設置されているときは県西医療圏保健医療調整本部に、県西医療圏保健医療調整本部が設置されていないときは、災害対策支部（県西健康福祉センター）に情報提供を行う。
- ② 市は、県西医療圏保健医療調整本部や災害対策支部（県西健康福祉センター）と連携するとともに、地域災害医療対策会議に参加し、情報共有を図り、救護所等における医療ニーズに対応する医療救護班等の派遣を要請する。

(ウ) 支援要請

災害の種類や規模に応じて、当該市のみでは対応が困難な場合、県西医療圏保健医療調整本部が設置されているときは県西医療圏保健医療調整本部を通して、県西医療圏保健医療調整本部が設置されていないときは災害対策支部（県西健康福祉センター）を通して、県保健医療調整本部に医療救護班等の派遣等を要請する。

カ 医療救護班

救護所等で活動する医療救護班は、効率的な医療救護活動が実施できるよう、DMAT と互いに連携して活動する。

(ア) 医療救護班

「医療救護班」とは、県、市、医師会等医療関係団体、日本赤十字社、大学病院、その他医療機関等が編成するすべての救護班（DMATを除く。）とする。

(イ) 活動場所

医療救護班は、DMATと同様に、原則として派遣依頼した県、市等が指定する場所（救護所、避難所、病院等）に参集・出勤する。

(ウ) 活動内容

① 病院支援

派遣先の病院長の指揮の下で、当該病院の医療活動を支援する。

② 現場活動

災害現場で活動中の消防機関と連携し、トリアージや緊急処置等に従事する。

③ 救護所・指定緊急避難場所・指定避難所支援

救護所、指定緊急避難場所及び指定避難所において、医療救護活動を行う。

④ 地域医療搬送（域内搬送）

被災地域内での傷病者搬送時における診療に従事する。

キ 関係機関の具体的な役割

関係機関	主な役割（県との協定内容含む。）	活動場所
上都賀総合病院 （災害拠点病院）	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療</li> <li>② 被災地からのとりあえずの重症傷病者の受入れ</li> <li>③ D M A T、医療救護班等の受入れ</li> <li>④ 傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応</li> <li>⑤ D M A Tの派遣</li> <li>⑥ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し</li> <li>⑦ 県西医療圏保健医療調整本部設置場所の提供</li> </ol>	上都賀総合病院 D M A T活動拠点本部等
獨協医科大学 日光医療センター （災害拠点病院）	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療</li> <li>② 被災地からのとりあえずの重症傷病者の受入れ</li> <li>③ D M A T、医療救護班等の受入れ</li> <li>④ 傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応</li> <li>⑤ D M A Tの派遣</li> <li>⑥ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し</li> <li>⑦ 県西医療圏保健医療調整本部設置場所の提供</li> </ol>	獨協医科大学日光医療センター D M A T活動拠点本部等
上記以外の 医療機関	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 県西医療圏保健医療調整本部又は栃木県県西健康福祉センターへの被災状況等の報告</li> <li>② 周辺地域の傷病者の受入れ及び搬出</li> <li>③ 被災地からの傷病者の受入れ</li> </ol>	医療機関 救護所等
上都賀郡市医師会	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 管内医療施設の被災状況等の情報収集及び県、市との情報共有</li> <li>② 医療救護班の編成・派遣</li> <li>③ 医療救護班による医療救護活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病者に対する応急措置及び医療</li> <li>・傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定</li> <li>・死体の検案</li> </ul> </li> <li>④ 地域災害医療対策会議に参加し情報共有、対策検討</li> </ol>	救護所等
鹿沼・日光 歯科医師会	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 管内歯科診療所の被災状況等の情報収集及び県、市との情報共有</li> <li>② 歯科医療救護班の編成・派遣</li> <li>③ 歯科医療救護班による歯科医療救護活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病者のスクリーニング（症状別別）</li> <li>・傷病者に対する応急措置の実施及び必要な歯科医療の提供</li> <li>・傷病者の後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定</li> </ul> </li> </ol>	救護所等

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検死・検案に際しての法歯学上の協力（個人識別）</li> <li>・被災者に対する口腔ケア活動</li> <li>・その他状況に応じた処置</li> </ul> <p>④ 地域災害医療対策会議に参加し情報共有、対策検討</p>	
鹿沼・日光市 薬剤師会	<p>① 薬剤師班の編成・派遣</p> <p>② 薬剤師班による医療救護活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調剤及び服薬指導</li> <li>・お薬手帳等により、服薬情報を事前に把握し、医師に情報提供</li> <li>・医薬品の仕分け、保管、管理、救護所等への供給</li> <li>・その他医療救護活動において必要な業務</li> </ul> <p>③ 地域災害医療対策会議に参加し情報共有、対策検討</p>	救護所等
栃木県看護協会 県西支部	<p>① 看護職班の編成・派遣</p> <p>② 看護職班による医療救護活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害看護マニュアルに基づく活動</li> </ul> <p>③ 地域災害医療対策会議に参加し情報共有、対策検討</p>	救護所等
栃木県 柔道整復師会 鹿沼支部	<p>① 救護班の編成・派遣</p> <p>② 救護班による救護活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・柔道整復師法に規定された業務</li> </ul> <p>③ 地域災害医療対策会議に参加し情報共有、対策検討</p>	救護所等

#### （４）ドクターヘリ運用体制

##### ア ドクターヘリ

ドクターヘリとは、救急医療用機器などを装備し、救急医療の専門医及び看護師等が同乗して救急現場等に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行う事のできる専用のヘリコプターで、基地病院である獨協医科大学病院に常駐する。

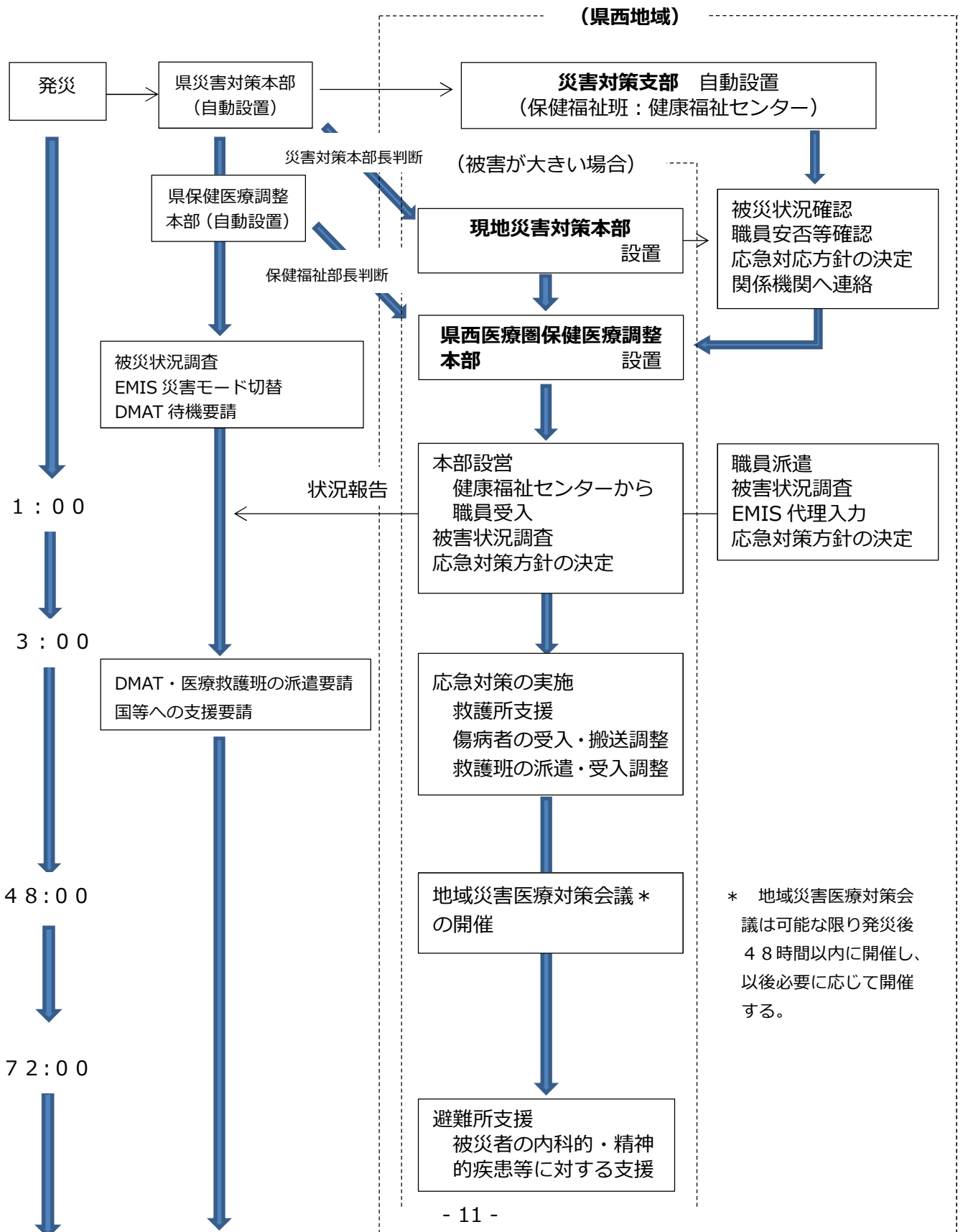
平時は、消防機関からの要請により現場に出動するが、災害時においては知事又は栃木県保健医療調整本部長からの派遣要請に基づき、被災地域において運航することができる。

##### イ 管内医療機関で使用が想定されるヘリポート

医療機関ごとに最寄りのヘリポートが使われることが多いが、状況によって変更になる。ドクターヘリランデブーポイントは、資料5のとおり。

## 2 医療救護活動

(1) 発災直後の医療救護活動 (震度6弱以上の地震が発生した場合を例として以下に示す。)



## (2) 情報収集と伝達

- ・ 県西医療圏保健医療調整本部は、一般電話、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）、衛星携帯電話、防災行政ネットワーク等のうち使用可能な通信手段を活用し、県医師会をはじめとする医療関係団体等と連携しながら、医療施設の被災状況等について一元的に情報の収集を行う。
- ・ 県西医療圏保健医療調整本部は、インフラの被害状況や交通状況など医療以外の情報について、現地災害対策本部と情報を共有する。
- ・ 県西医療圏保健医療調整本部は、管内医療施設の被災状況を調査し、県保健医療調整本部に状況を報告する。
- ・ 県西医療圏保健医療調整本部は、医療機関における入院患者の安否確認（負傷状況、転送状況等）、建物、ライフライン、医療機器等の状況、診療体制等の状況等を把握にあたっては、EMISの情報から収集するほか、市の災害対策本部や関係機関に情報提供を求めるとともに、必要に応じて直接医療機関に出向いて確認する。
- ・ 県西医療圏保健医療調整本部及び県西健康福祉センターは、必要に応じてEMISに入力できない医療機関の情報を代行入力する。
- ・ EMIS参加医療機関は、可能な限りEMISに上記情報を入力し、随時情報を更新する。

### 【災害運用切替】

- ・ 状況に応じて県はシステムの運用状態を切り替える。
- ・ 災害運用切替をするにあたっては、国では下記定義を基準としており、栃木県でもこれに準ずる。

#### 災害（全国災害、災害）

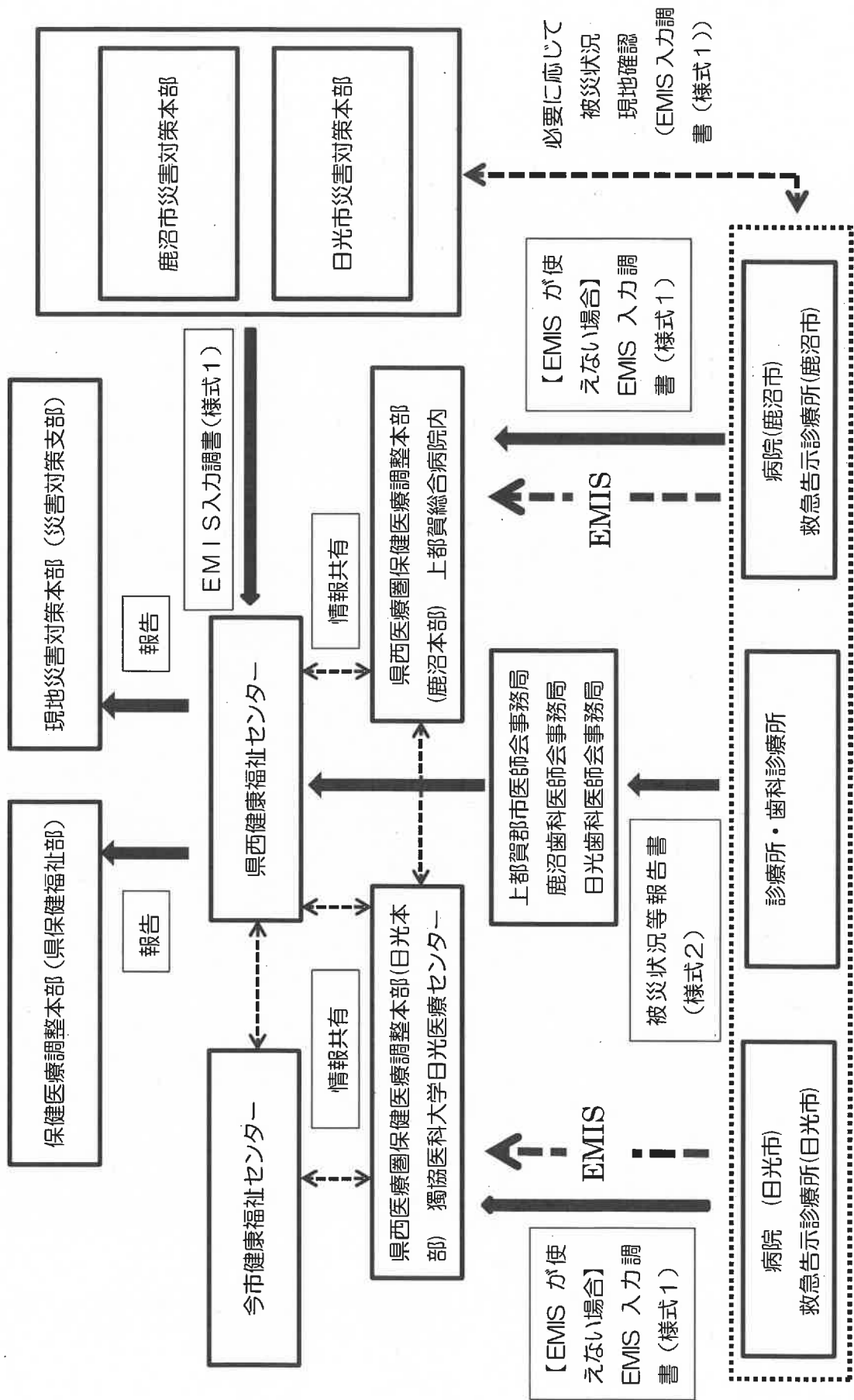
原則として、同一災害等による死傷者が15名を超えたとき  
（交通事故および感染症の場合は30名を超えたとき）

#### 警戒（全国警戒、警戒）

災害は発生していないが、警戒すべき事象が発生したとき  
（自然災害に対する警戒、テロ警戒など）

#### 訓練 訓練を実施するとき

# 災害時の医療情報・報告の流れ



### (3) 関係機関の初動

#### ア 県西医療圏保健医療調整本部

- (ア) 県保健医療調整本部長から県西医療圏保健医療調整本部の設置指示を受けた県西健康福祉センター所長は、あらかじめ指定した場所に県西医療圏保健医療調整本部を設置する。
- (イ) 県西医療圏保健医療調整本部は、EMIS、電話（防災行政ネットワーク（衛星回線）を含む。）、FAX、衛星電話等を活用するほか、必要に応じ直接現地に職員を派遣するなどして、管内の市、医療機関等の被災状況の調査を行う。
- (ウ) 県西医療圏保健医療調整本部長は、地域災害医療コーディネーターに県西医療圏保健医療調整本部への出務を要請する。

#### イ 地域災害医療コーディネーター

- (ア) 地域災害医療コーディネーターは、県西医療圏保健医療調整本部長の要請に基づき、可能な限り県西医療圏保健医療調整本部へ出務する。
- (イ) 地域災害医療コーディネーターは、統括災害医療コーディネーターの指示に基づき活動するほか、栃木県県西健康福祉センター、現地で活動するDMAT、消防機関等と連携し、現地における被災者の受入先調整、医療救護班等の受入調整などの医療救護活動にかかる総合調整を行う。
- (ウ) 地域災害医療コーディネーターは、県西医療圏保健医療調整本部で把握した医療ニーズやDMAT、医療救護班の活動支援の要望等に関する情報を統括災害医療コーディネーターに伝達する。

#### ウ 医療機関

- (ア) EMIS登録医療機関は、自らの施設の被災状況を確認し、EMISが災害モードに切り替わったことを自ら確認し、すみやかに情報を入力する。EMISが使用不可の場合は、被災状況について『EMIS入力調書』（様式1）を作成し、Fax等の通信可能な手段により、県西医療圏保健医療調整本部又は県西健康福祉センターに報告する。
- (イ) EMIS登録医療機関以外の医療機関は、発災後すみやかに、自らの施設の被災状況について、『被災状況等報告書』（様式2）を作成し、Fax等の通信可能な手段により、地区医師会事務局、地区歯科医師会事務局を通して、県西健康福祉センターに報告する。
- (ウ) 県西医療圏保健医療調整本部との連携のもとに、医療救護活動等を実施する。

#### エ 上都賀郡市医師会

- (ア) EMIS登録医療機関以外の診療所について、発災後すみやかに『被災状況等報告書』（様式2）を集約し、Fax等の通信可能な手段により、県西健康福祉センターに報告する。
- (イ) 市の要請に基づき、医療救護班の編成、派遣を行う。
- (ウ) 県西医療圏保健医療調整本部との連携のもとに、医療救護活動等を実施する。



#### オ 鹿沼・日光歯科医師会

- (ア) 歯科診療所について、発災後すみやかに『被災状況等報告書』（様式2）を集約し、Fax等の通信可能な手段により、県西健康福祉センターに報告する。
- (イ) 市の要請に基づき、歯科医療救護班の編成、派遣を行う。
- (ウ) 県西医療圏保健医療調整本部との連携のもとに、医療救護活動等を実施する。

#### カ 市

- (ア) 県西医療圏保健医療調整本部からの要請に基づき、EMISへの登録がなされていない医療機関の状況を調査し、『EMIS入力調書』（様式1）により、県西健康福祉センターへ報告する。
- (イ) 救護所・指定緊急避難場所・指定避難所を設置した場合には、その情報をEMISに入力する。ただし、市での入力不可能的な場合は、以下の事項について県西医療圏保健医療調整本部及び県西健康福祉センターへFax等により速やかに報告するとともに、県西健康福祉センターにEMISへの入力を依頼する。
  - ① 設置場所への連絡方法及び責任者氏名
  - ② 傷病者・避難者の状況（人数、傷病程度等）
  - ③ 医療救護活動の状況
  - ④ 医療救護班の派遣の必要性及び医薬品等の必要性
- (ウ) 救護所の設置後、速やかに広報車等を使用して、開設状況等を地域住民に広報する。
- (エ) 県西医療圏保健医療調整本部との連携のもとに、医療救護活動等を実施する。

#### キ 薬剤師会

県西医療圏保健医療調整本部との連携のもとに、医療救護活動等を実施する。

#### ク 消防

県西医療圏保健医療調整本部との連携のもとに、域内の救急搬送業務を実施する。

#### ケ 警察

災害医療活動に必要な情報を県西医療圏保健医療調整本部と共有し、可能な限り医療救護活動に協力する。

関係機関の初動

EMISが災害運用に切り替わった場合、EMIS登録医療機関は被災状況（患者受入の可否）の登録を行う。それ以外の診療所は上都賀都市医師会、地区歯科医師会に被災状況や患者受入れ情報等を送信する。（担当者を決めておく。）		EMIS使用可能時	EMIS使用不可能時
医療機関	EMIS登録医療機関における被災状況等報告	EMISの入力を行う。	県西医療圏保健医療調整本部の要請を受けて、市職員が『EMIS入力調査』（様式1）により調査し、県西医療圏保健医療調整本部に提出または県の防災FAXにより報告する。（様式1-①、②の双方を報告することが望ましいが、やむを得ない場合は、様式1-①のみでも良い。）
	上都賀都市医師会に、診療所に関する『被災状況等報告書』（様式2）をFAXする。 第1報 発災後1時間以内 第2報 発災後3時間以内 第3報 発災後6時間以内 第4～6報 発災後24・48・72時間以内		
	上記以外の診療所（歯科診療所を除く）における被災状況等報告		
	歯科診療所における被災状況等報告	発災後1時間以内に、地区歯科医師会に、歯科診療所に関する『被災状況等報告書（様式2）』をFAXする。 以後、状況の変化等に応じて、随時、地区歯科医師会に報告する。	
	医薬品の要請	医薬品の供給要請は、『災害医薬品等供給要請書』（様式3）を県西医療圏保健医療調整本部にFAXすることにより行う。	
県	県西健康福祉センター（今市健康福祉センター）	発災後、EMISの入力状況を確認し、入力していないEMIS登録医療機関へ連絡し入力进行を要請する。被災等で入力不可の場合は、代理入力を行う。 診療所の被災状況を上都賀都市医師会から入手し、県西医療圏保健医療調整本部と情報を共有する。 歯科診療所の被災状況等を地区歯科医師会から入手し、県西医療圏保健医療調整本部と情報を共有する。 市が救護所・避難所を立ち上げた場合、救護所・避難所に関する情報をEMISに入力し、県西医療圏保健医療調整本部と情報を共有する。	
	災害対策本部を立ち上げ、被災状況や医療状況等を県西健康福祉センターに報告する。 なお、県西健康福祉センターが被災した場合には、県西医療圏保健医療調整本部に報告する。		
各市	防災部門 保健部門	発災後1・3・6・24・48・72時間以内に、県の防災FAX等により、県西健康福祉センターに、被災状況等を報告する。 市が救護所・避難所を立ち上げた場合、救護所・避難所に関する情報をEMISへ入力する。 市の医療状況・救護所等の状況について、随時、県西医療圏保健医療調整本部に報告し、情報を共有する。	インターネットが使用できない場合は、市内のEMIS登録医療機関の被災状況等について市職員が『EMIS入力調査』（様式1）により調査し、県西医療圏保健医療調整本部に提出または県の防災FAXにより報告する。（様式1-①、②の双方を報告することが望ましいが、やむを得ない場合は、様式1-①のみでも良い。） 市が救護所・避難所を立ち上げた場合、救護所・避難所に関する情報をFAX等により県西医療圏保健医療調整本部及び県西健康福祉センターに報告する。
薬剤師会		医薬品をブロック内、管内で調整する。	
消防		県西医療圏保健医療調整本部等、関係機関と連携し、重症患者等の搬送を行う。	
警察		交通情報（主要な国道および県道等）や危険地帯情報などの地域の被災状況について県西医療圏保健医療調整本部に情報を提供する。	

#### (4) 緊急搬送

##### ア 傷病者の搬送調整について

- (ア) 救護所、被災地内医療施設でのトリアージ結果に基づき、救護所、医療施設等に対応できない重症患者等については、疾患内容に応じて、緊急治療群から順次、災害拠点病院等の後方医療施設へ搬送する。
- (イ) 搬送先の決定にあたっては、医療施設の受入可能状況の情報を EMIS 等により入手する。
- (ウ) 地域の災害医療コーディネーターは、必要に応じて統括災害医療コーディネーターと連携して搬送先を調整する。
- (エ) 県西医療圏保健医療調整本部は、必要に応じて県保健医療調整本部に搬送に関する調整を要請する。

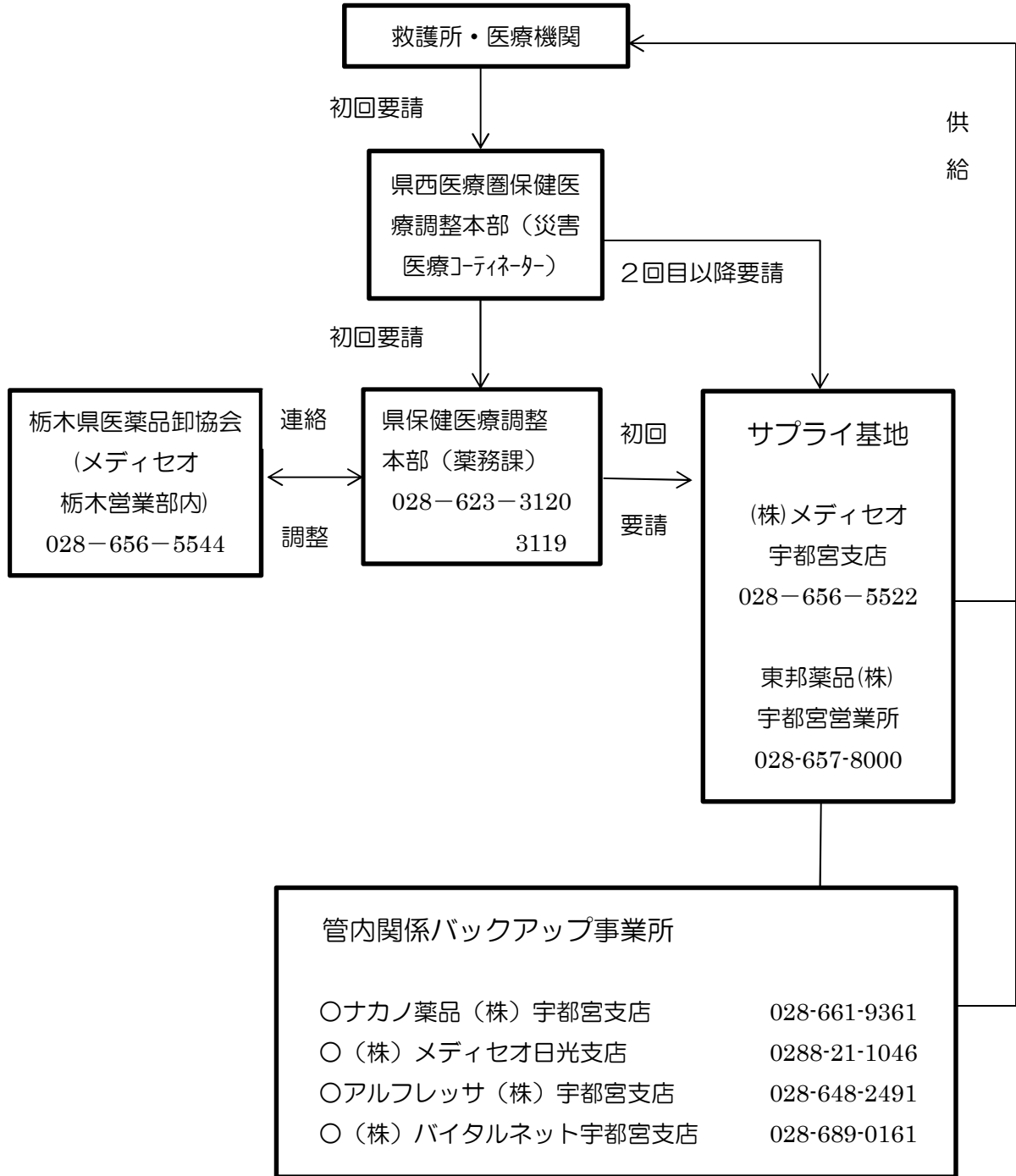
##### イ 域内搬送について

- (ア) 消防機関等は、災害現場又は医療機関から、後方医療施設等へ、救急車等により傷病者を搬送する。
- (イ) 県西医療圏保健医療調整本部は、航空機での搬送が適切と判断された傷病者が発生した場合、必要に応じて県保健医療調整本部へ航空機搬送の要請を行う。

##### ウ ドクターヘリの出動要請

県西医療圏保健医療調整本部は、ドクターヘリによる患者の搬送が必要と認めるときは、県保健医療調整本部に出動の要請を行う。

(5) 医薬品等の確保



## 様式1-①

# EMIS入力調書

作成者 氏名  
連絡先

様式1-①は災害直後の報告用。

様式1-②は、状況に応じて可能な限り報告する。

緊急事入力(災害直後情報)		
医療機関名		
情報取得日時		
倒壊状況		
入院病棟の倒壊、または倒壊の恐れ	有	無
ライフライン・サプライ状況		
電気の通常の供給	不可	可
水の通常の供給	不可	可
医療ガスの不足	不足	充足
医薬品・衛生資器材の不足	不足	充足
患者受診状況		
多数患者の受診	有 (約 名)	無
職員状況		
職員の不足	不足 (約 名)	充足
その他支援が必要な状況		
<small>ライフラインが使用不可能(医療行為が行えない)院内、救護所からの搬送患者対応中・電気・水道・ガス系統一部不能、近隣職員集合するもなお人員不足</small>		

# EMIS入力調書

## 様式1-② その1

(様式1-②は、状況に応じて可能な限り報告する。)

詳細入力(医療機関情報)	
医療機関名	
情報取得日時	
施設の倒壊、または倒壊の恐れ	
入院病棟	
救急外来	
一般外来	
手術室	
その他	
ライフライン・サプライ状況	
電気の使用状況	残り
水道の使用状況	残り
医療ガスの使用状況	残り
配管損傷有無	無 有
食糧の備蓄状況	残り
医療品の使用状況	残り
不足している医薬品	
医療機関の機能	
手術可否	不可 可
人工透析可否	不可 可

## EMIS入力調書

### 様式1-② その2

(様式1-②は、状況に応じて可能な限り報告する。)

現在の患者数状況				
災害後、受け入れた患者数	重症(赤)	人	中等症(黄)	人
在院患者数	重症(赤)	人	中等症(黄)	人
実働病床数		床		
今後、転送が必要な患者数				
重症度別患者数	重症(赤)	人	中等症(黄)	人
人工呼吸／酸素が必要な患者数	人工呼吸	人	酸素	人
その他の担送／護送者数	担送	人	護送	人
今後、受け入れ可能な患者数				
重症度別患者数	重症(赤)	人	中等症(黄)	人
災害時の診察能力(災害時の受入重症患者数)		人		
人工呼吸／酸素が必要な患者数	人工呼吸	人	酸素	人
その他の担送／護送者数	担送	人	護送	人
外来受付状況、および外来受付時間				
外来受付状況				
外来受付時間	時間帯1			
	時間帯2			
	時間帯3			
職員数				
「災害拠点病院管理」機能の基本情報				
出勤医師数		人	医師総数	人
内、DMAT隊員数		人	DMAT医師数	人
出勤看護師数		人		人
内、DMAT隊員数		人	DMAT看護師数	人
その他出勤人数		人		
内、DMAT隊員数		人	業務調整股数	人
その他				

## 様式 2

### 被災状況等報告書

診療所・歯科診療所 → 郡市医師会・地区歯科医師会 → 県西健康福祉センター

TEL 0289-64-3125

FAX 0289-64-3919

施設名 及び 電話番号等	電話 _____ F A X _____
施設の被災 状況	【建物・設備・電気・水道等の状況】
診療の状況	【診療継続の可否・患者の状況等】
要望事項	【必要な医薬品・器材等の要望等】
特記事項	【その他、救護班活動への参加の可否等】



# 様式 3

令和 年 月 日

県西医療圏保健医療調整本部長 様

要請者名

## 災 害 医 薬 品 等 供 給 要 請 書

このことについて、備蓄中の災害用医薬品等下記のとおり供給要請します。

### 記

供給先（医療機関 又は救護所等の名称）				
供給先（所在地）				
受領責任者 職・氏名・連絡先				
供給希望日時	月 日（ 時）			
供給要請数	品目又は薬効	剤形又は規格	数量	備考

（注1）供給要請は原則として文書とする。ただし、災害時の緊急性、情報網の混乱等状況に応じて、口頭を含めた方法を可とする。

（注2）供給先の案内図を添付すること。

（注3）供給先ごとに別紙とすること。

（注4）供給要請数は、別紙による対応を可とする。

栃木県救急・災害医療運営協議会

災害医療体制検討部会 県西地域分科会

(事務局：栃木県県西健康福祉センター)